

[事案 2023-282] 新契約無効請求

- ・令和 6 年 9 月 20 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2023-281] の申立人の姉妹である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 3 月に契約した生存給付金付医療保険について、募集人から、生前贈与を受けるための保険だと説明されたが、15 年後に生存給付金約 1,500 万円が支払われるものの、それ以前に死亡した場合には死亡保険金が約 50 万円しか支払われず、生前贈与を目的とする保険商品ではなかったことから、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は本契約の内容を説明しており、申立人は本契約の内容を理解して加入していると考えられること等から、申立人の請求に応じることはできない。

<裁判の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明状況を把握するため、申立人の親および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 募集人自身も、途中で本契約を勧めるのを断念した方がよかったかもしれない事情聴取で述べたが、契約者を申立人とし、保険料相当額を申立人父から申立人に生前贈与するようにして契約したのであれば、生前贈与対策の意向を持っていた申立人および申立人父に本契約を勧める合理性があったのか疑問が残る。

(2) 本契約は一般的の保険とは異なり、死亡保険金が既払込保険料より著しく低額であるという特殊な契約であるところ、申立人の親権者（法定代理人）である申立人父は全く本契約の保障内容を理解しておらず、適切に本契約の内容が説明されたのかについて疑義が残る。